

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業（介護予防通所介護相当）契約書別紙（兼重要事項説明書）

令和7年7月1日現在

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人楽寿会
主たる事務所の所在地	〒979-0201 いわき市四倉町西三丁目14番地の6
代表者（職名・氏名）	理事長 木村守和
設 立 年 月 日	昭和55年8月13日
電 話 番 号	0246-32-6381

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	楽寿荘通所介護事業所
サービスの種類	第1号通所事業（介護予防通所介護相当）
事業所の所在地	〒979-0202 いわき市四倉町上仁井田字横川74-1
電 話 番 号	0246-32-6383
事業所番号	0770400380
利 用 定 員	定員26人
通常の事業の実施地域	いわき市平（草野地域）・四倉・久之浜（田之網地域）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業（介護予防通所介護相当）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで
営業時間	午前 7 時 3 0 分から午後 5 時 0 0 分まで
サービス 提供時間	午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 1 0 分まで

6. 事業所の職員体制

職 種	基準要員	当施設配置	主な職務内容
管理者	1 名	1 名【兼務】	事業所全般を統括・管理
生活相談員	1 名	2 名【兼務】	利用者の相談業務に従事
看護職員	1 名	3 名【兼務】	利用者の健康管理及び機能訓練業務に従事
介護職員	3 名	14 名【兼務】	利用者の生活介護に従事
訓練指導員	1 名	3 名【兼務】	利用者の機能訓練業務に従事
調理員	必要な数	1 名【兼務】	利用者の給食業務に従事
事務員	1 名	1 名【兼務】	事務業務に従事

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 水野憲一 門馬富士子
管理責任者の氏名	管 理 者 佐藤英介

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の割合の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料

【基本部分：介護予防通所介護相当】

要支援1、又は、事業対象者に週1回程度のサービス提供した場合 ※1月に4回を超えてサービスを提供した場合	1,798単位	1月につき
	59単位	1日につき
要支援2、又は、事業対象者に週2回程度のサービス提供した場合 ※1月に8回を超えてサービスを提供した場合	3,621単位	1月につき
	119単位	1日につき
要支援1、又は事業対象者で週1回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	1回につき
要支援2、又は事業対象者で週2回程度のサービス利用が必要な者 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	

(注1) 上記の算定単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、これが改定された場合は、これら算定単位も自動的に改訂されます。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の算定単位が加算されます。

加算の種類	加算の要件		算定単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	88単位/月
		要支援2	176単位/月
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			所定単位×92/1,000

(注2) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき650円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

(3) 支払い方法

上記(1)か(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の30日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東邦銀行 四倉支店 普通口座 110480 名義 楽寿荘通所介護事業所 管理者 佐藤英介
現金払い	毎月10日以降前月分の請求書を作成し、利用時にお渡しいたしますので次回利用時に持参するか若しくは、事務所窓口にてお支払ください。 (平日午前8時30分～午後5時30分まで)

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0246-32-6383 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	いわき市高齢福祉課	電話番号 0246-22-7467
	福島県国民健康保険団体連合会	電話番号 024-528-0040
	福島県社会福祉協議会 運営適正化委員会	電話番号 024-523-2943

※第三者委員

氏名	連絡先	電話番号
佐藤和子	いわき市四倉町上柳生字宮下6	0246-33-2967
村井 弘	いわき市四倉町字西二丁目5-10	0246-32-6605

※福祉サービス第三者評価(外部評価) 未実施

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、非常災害に関する具体的計画として楽寿荘消防計画書に基づき対応します。

説明日 令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 いわき市四倉町上仁井田字横川 74-1
事業者（法人）名 社会福祉法人楽寿会
楽寿荘通所介護事業所

管理者・氏名 佐藤英介 印

説明者・氏名

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

同意日 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印